

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部箕蚊屋広域連合は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

南部箕蚊屋広域連合長

公表日

平成29年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の法令に則り、対象者の資格管理、保険料の徴収及び賦課、滞納管理、要(支援)介護認定及び保険給付等に関する事務を広域連合構成町村と共同で行っている。 情報提供ネットワークシステムによる情報連携は、南部箕蚊屋広域連合では行わず、広域連合構成町村で行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び介護保険法に規定に従い、特定個人情報ファイルを、以下の場合に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務・被保険者証又は認定証、負担割合証に関する事務・介護給付、予防給付の支給に関する事務・要(支援)介護認定、要(支援)介護更新認定若しくは要(支援)介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務・保険給付の支払の一時差止めに関する事務・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	南部箕蚊屋広域連合 事務局
②所属長	事務局長 住田 浩平
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南部箕蚊屋広域連合 事務局 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 電話番号0859-39-6222

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南部箕蚊屋広域連合 事務局 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 電話番号0859-39-6222

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	南部箕蚊屋広域連合は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	南部箕蚊屋広域連合は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
平成27年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	介護保険に関する事務	介護保険関係事務	事前	
平成27年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>当該事務は、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。</p> <p>番号法においては別表第一項番68の規定のとおり、当該事務のうち、被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照会、賦課情報を被保険者・関係機関へ通知、減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防サービス計画の届出、福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、介護保険高額介護サービス費等の支給申請、介護保険負担限度額の認定申請、介護保険利用者負担額減額・免除申請等の保険給付に個人番号を用いることとなる。</p>	<p>介護保険法等の法令に則り、対象者の資格管理、保険料の徴収及び賦課、滞納管理、要(支援)介護認定及び保険給付等に関する事務を広域連合構成町村と共同で行っている。</p> <p>情報提供ネットワークシステムによる情報連携は、南部箕蚊屋広域連合では行わず、広域連合構成町村で行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び介護保険法に規定に従い、特定個人情報ファイルを、以下の場合に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者証又は認定証、負担割合証に関する事務 ・介護給付、予防給付の支給に関する事務 ・要(支援)介護認定、要(支援)介護更新認定若しくは要(支援)介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	介護保険システム、収滞納管理システム	介護保険システム	事前	
	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳ファイル、受給者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	介護保険関係情報ファイル	事前	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	当初、南部箕蚊屋広域連合にて実施予定であった情報提供ネットワークシステムによる情報連携を、構成町村で実施することに変更したため、変更するもの。
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」、「介護保険法による通知情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,58,61,62,80,87,90,94,95の項)		事前	当初、南部箕蚊屋広域連合にて実施予定であった情報提供ネットワークシステムによる情報連携を、構成町村で実施することに変更したため、変更するもの。
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	南部箕蚊屋広域連合 事務局 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 電話0859-39-6222	南部箕蚊屋広域連合 事務局 〒689-4133 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 電話番号0859-39-6222	事前	
	I 関連情報 8. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	南部箕蚊屋広域連合 事務局 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 電話0859-39-6222	南部箕蚊屋広域連合 事務局 〒689-4133 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 電話番号0859-39-6222	事前	
平成28年5月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	なし	・国民健康保険団体連合会との保険者事務共同処理に関する事務(※本広域連合では、この事務について鳥取県国民保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。)	事後	
平成28年5月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	なし	伝送通信ソフト	事後	
平成28年5月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	事務局長 乾さとみ	事務局長 住田 浩平	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	南部箕蚊屋広域連合 事務局 〒689-4133 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 電話番号0859-39-6222	南部箕蚊屋広域連合 事務局 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 電話番号0859-39-6222	事後	
平成28年5月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	南部箕蚊屋広域連合 事務局 〒689-4133 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 電話番号0859-39-6222	南部箕蚊屋広域連合 事務局 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 電話番号0859-39-6222	事後	
平成28年5月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年5月1日 時点	事後	
平成28年5月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年5月1日 時点	事後	
平成29年6月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・国民健康保険団体連合会との保険者事務共同処理に関する事務(※本広域連合では、この事務について鳥取県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。)	なし	事後	「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する際、個人番号の記載はしないことに変更したため。
平成29年6月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	伝送通信ソフト	なし	事後	
平成29年6月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	